

債務履行方針（電子決済手段）

SBI VCTトレード株式会社（以下「当社」といいます。）は、資金決済に関する法律（以下「法」といいます。）第 62 条の 12 及び電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第 30 条第 3 項第 1 号に基づき、下記のとおり、当社が電子決済手段の管理を行う場合における電子決済手段を移転するために必要な秘密鍵その他の情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由（以下「漏えい等」といいます。）に起因して、自己の電子決済手段と分別して管理するお客様の電子決済手段で、当該お客様に対して負担する電子決済手段の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における、当該債務の履行に関する方針を定め、これを公表いたします。

（1）債務の履行方法

当社は、漏えい等に起因してお客様に対して電子決済手段の返還ができなくなった場合、原則として、当社が保有する同種・同量の電子決済手段を交付する方法により賠償することとします。但し、漏えい等した電子決済手段の種類ごとに、その調達の困難性、漏えい等した後の値動き、その他関連する事情を勘案し、当社によるお客様に対する損害賠償の時点において、お客様が適切に損害を回復できるかたちで、金銭による弁済その他の当社が適切と判断する方法により履行することとします。

（2）債務の履行時期

個別具体的な漏えい等の事情や状況等に応じて、当社において可及的速やかにその履行方法を確定させたうえで、実施することとします。

（3）債務の履行方法が金銭による場合の、弁済額の算定基準日及び方法

お客様の損害を適切に回復するのに適した時点として当社が合理的に判断する日を弁済額の算定基準日とし、当該基準日における他の電子決済手段取引業者等（外国電子決済手段等取引業者を含む。）の示す当該電子決済手段の価格として当社が合理的に相当と認める価格を用いて算定することにより、お客様への弁済額を決定することといたします。